

身近な税

講師 川島税務署統括官
和田 博明氏



軽減税率制度の実施

■軽減税率制度の実施時期
平成31年10月1日（消費税
率の引上と同時に）

■消費税率等
標準税率は10%、軽減税
率は8%

■軽減税率の対象品目

①酒類・外食を除く飲食
料品

②週2回以上発行される
新聞（定期購読契約に基
づくもの）

■帳簿及び請求書等の記載
と保存

対象品目の売上・仕入
がある事業者は、これま
での記載事項に税率ごと
の区分を追加した請求書
等の発行や記帳などの経
理（区分経理）が必要とな
ります。

仕入税額控除の要件は、
現行、「帳簿及び請求書等
の保存」ですが、軽減税率
制度実施後は、こうした
区分経理に対応した帳簿
及び請求書等の保存が要
件となります（区分記載請
求書等保存方式）。

■税額の計算

売上げ及び仕入れを税率
ごとに区分して税額計算

を行う必要があります。

区分経理が困難な中小
事業者の方には、経過措
置として売上げに係る税
額（売上税額）又は仕入れ
に係る税額（仕入税額）の
計算の特例があります。

■消費税率引き上げ時期
変更に伴う改正点

①軽減税率制度の実施時期

改正前
平成29年4月1日

改正後
平成28年11月改正）
平成31年10月1日

②区分記載請求書等保存
方式の適用期間

改正前
平成29年4月1日～平成
33年3月31日

改正後
平成31年10月1日～平成
35年9月30日

③適格請求書等保存方式の
導入時期

改正前
平成33年4月1日

改正後
平成35年10月1日

④税額計算の特例の対象者

改正前
中小事業者以外の事業者
も対象

改正後
中小事業者のみが対象

※適用対象となる期間が
変更

課税事業者・免税 事業者の対応

飲食料品の取扱い（売上
げ）がない場合や免税事業
者の場合も軽減税率制度
への対応が必要です。

■課税事業者の方

軽減税率対象品目の売上・
仕入の両方あり

例）飲食料品を取り扱う
小売・卸売業（スーパーマ
ーケット、青果店等）、飲
食業（レストラン等）
軽減税率対象品目の仕入の
みあり

例）会議費や交際費とし
て飲食料品を購入する場
合等

①発行する請求書等は区分
記載請求書等へ

②取引先から、区分記載請
求書等を受領し、日々の取
引を税率ごとに記帳（区分
経理）

③申告時の税額計算

※仕入のみの場合は②と③

■免税事業者の方
軽減税率対象品目の売上あ
り

課税事業者と取引を行う

場合、区分記載請求書等
の交付を求められる場合
があります。

軽減税率の対象 となる品目

■飲食料品

飲食料品とは、食品表
示法に規定する食品（酒類
を除く）をいい、
一定の一体資産
を含みます。な
お、外食やケ
ータリング等は軽
減税率の対象には含まれ
ません。

■新聞

軽減税率の対象となる
新聞とは、一
定の題号を用
い、政治、経
済、社会、文
化等に関する
一般社会的事実を掲載す
る週2回以上発行される
ものです。（定期購読契約
に基づく）

【主な対象品目の留意点】

・飲食料品

飲食料品とは、「一般に
人の飲用又は食用に供す
るもの」をいいます。例え
ば、工業用の塩は、軽減
税率の対象となる飲食料
品に含まれません。



・外食

飲食店営業等の事業を営む者が飲用に用いられる設備がある場所において行う食事の提供のことで

・ケータリング等

相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うものです。

・テイクアウト、宅配等

飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象になります。

・一体資産

おもちや付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価値のみが提示されているものです。

税抜価値が1万円以下であって、食品の価値の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象になります(それ以外の場合は、標準税率の対象)

帳簿及び請求書等の記載と保存

課税事業者の方は、仕

入税額控除のため、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります。(区分記載請求書等保存方式)

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

■期間

平成31年10月1日から平成35年9月30日まで

■帳簿への記載事項

課税仕入の相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額。軽減税率の対象品目である旨。

■請求書等への記載事項

請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称

①軽減税率の対象品目である旨

②税率ごとに合計した対価の額

※①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

税額計算の特例

税額計算は、原則とし

て、売上又は仕入を税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上又は仕入を税率ごとに区分することが困難な中小事業者(基準期間(法人・前々事業年度、個人・前々)における課税売上高が5000万円以下の事業者)に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

※平成28年11月の税制改正により、①適用対象となる期間が変更されました。②中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

【売上税額の計算特例】

売上を税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分

①仕入を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者

内容

卸売業・小売業に係る売上に小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売げとし、

売上税額を計算

小売等軽減仕入割合

卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額(税込)／

卸売業・小売業に係る仕入総額(税込)

※①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。

区分

②①以外の中小事業者

内容

売上に軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上とし、売上税額を計算

軽減売上割合

通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額(税込)／通常の連続する10営業日の売上総額(税込)

区分

③①②の計算が困難な中小事業者(注)

内容

①②の計算において、使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算

(注)主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象

①②③の適用対象

平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間において行った課税資産の譲渡等

的確請求書等の保存方式

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。(いわゆるインボイス制度)

適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)で、申請受付は平成33年10月1日からとなります。

適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額適用税率」、「消費税額等」の記載が必要です。

適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます。

(文責・編集部)